

# 三条市食育の推進と農業の振興に関する条例

## 目次

### 前文

### 第1章 総則（第1条—第8条）

### 第2章 基本的施策等（第9条—第18条）

### 第3章 食育推進及び農業振興審議会（第19条）

### 第4章 雑則（第20条）

### 附則

食は生命の源であり、農業はその食を支える大切な産業の一つである。

しかし、近年の社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中、私たちは、毎日の食の大切さを忘れがちになり、健全な食生活を失いつつある。栄養の偏り、不規則な食事、生活習慣病の増加などに加え、食の安全や食の海外依存など様々な問題が生じている。

このような状況の下、市民一人一人が生涯にわたって健康に暮らすためには、食に関する知識と食を選択する力を習得し、その食を支える農業の重要性を認識しながら健全な食生活を実践することができる人を育てる食育を推進する必要性が高まっている。このことから、安全・安心な農産物が一層求められてくる農業においては、環境の保全に配慮し、安全・安心な農産物を安定的に供給できるなど農業の持続的な発展につながる農業の振興を図ることが重要となっている。

豊かな自然に恵まれた三条市が、より活気あるまちで在り続けるためには、この魅力ある自然を始めとする地域資源を生かし、すべての関係者が、食育が心身の健康の増進と豊かな人間形成の基本であること及び食を支える農業が持続的に発展することが必要であることを認識し、相互理解を深めながら、それぞれの立場で食育の推進と農業の振興に一層努力していく必要がある。

ここに、食育の推進と農業の振興の基本理念と市、市民、農業者等及び事業者の責務や役割を明らかにし、それぞれの協働の下、だれもがずっと住み続けたいと思える生き生きとしたまちを実現するため、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、本市の自然的経済的社会的諸条件を生かした食育の推進と農業の振興に関し、基本理念並びに市、市民、農業者等及び事業者の責務等を明らかにするとともに、食育の推進と農業の振興に関する基本的な施策等を定めることにより、市民一人一人が生涯にわたって健康に暮らすことができ、その健康な暮らしを支える農業が持続的に発展する豊かで住みよい生き生きしたまちの実現に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業者等 農業者及び農業に関する団体をいう。
- (2) 事業者 教育関係者等及び食品関連事業者等をいう。

(3) 教育関係者等 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体をいう。

(4) 食品関連事業者等 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体をいう。

（基本理念）

第3条 食育の推進は、市民一人一人が生涯にわたって健康に暮らすことができるようにするため、家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる場所において、食について考える機会を確保することにより、市民が自らの食生活に関心を持ち、健康及び環境に配慮した食事を選択する力と健全な食生活を実践することができる技術を身に付けるとともに、自然の恩恵及び食に関わる人々への市民の理解及び感謝の念を深めることを目指して行われなければならない。

2 食育の推進及び農業の振興は、環境の保全に配慮した安全・安心な農産物の安定的な供給が確保されるとともに、その農産物の販路の開拓及び地産地消が推進されるよう行われなければならない。

3 農業の振興は、農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保されるとともに、地域の特性に応じた効率的かつ安定的な農業を確立し、その持続的な発展が図られるよう行われなければならない。

4 農業の振興は、自然環境の保全、良好な景観の形成等の農業の多面的機能が発揮されるよう行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進と農業の振興に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

（市民の役割）

第5条 市民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進及び農業の振興に寄与するよう努めるものとする。

（農業者等の役割）

第6条 農業者等は、基本理念にのっとり、環境の保全を重視し、安全・安心な農産物の安定的な供給等の実現に主体的に取り組むよう努めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2 農業者等は、基本理念にのっとり、農業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、食生活における自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、市民の理解が深まるよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第7条 教育関係者等は、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育の推進及び農業の振興に努めるものとする。

第8条 食品関連事業者等は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、食品の安全性の

確保が健全な食生活の基礎であることを認識し、自主的かつ積極的に食育の推進及び農業の振興に努めるものとする。

## 第2章 基本的施策等

### (計画の策定)

第9条 市長は、食育の推進及び農業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、その施策の方針などを定める計画（以下「計画」という。）を定めなければならない。

2 計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 食育の推進及び農業の振興に関する施策についての基本的な方針
- (2) 食育の推進及び農業の振興に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
- (3) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、計画を定めるに当たっては、市民等の意見を反映するよう努めるとともに、あらかじめ、三条市食育推進及び農業振興審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、計画の変更について準用する。

### (健全な食生活の実現等)

第10条 市は、市民の健全な食生活の実現を図るため、適切な栄養管理及び環境に配慮した食事に関する知識の普及、情報提供等に関し必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、日本の食文化である米飯を主食とする食生活が適切な栄養の摂取に優れていることにかんがみ、保育所及び学校における米飯を主食とする給食等の実施並びに生涯学習、保健指導等による市民が米飯を主食とする食生活への理解を深める機会の充実等により、市民の健全な食生活の実現が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

3 市は、農業者等と市民との交流を促進し、自然の恩恵及び食に関わる人々への市民の理解及び感謝の念を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

### (食育の推進に関する普及啓発)

第11条 市は、効果的な食育の推進を図るため、関係者相互の意見及び情報の交換等により、その普及啓発を行うよう必要な施策を講ずるものとする。

### (食文化の継承の支援)

第12条 市は、地域の伝統ある優れた食文化の継承を推進し、これらの食文化が引き継がれるよう必要な施策を講ずるものとする。

### (環境保全の推進)

第13条 市は、環境の保全に配慮した安全・安心な農産物を安定的に供給するため、有機質資源等を活用した土づくり並びに化学的に合成された肥料及び農薬の使用量の低減を行う栽培の方法の推進に関し必要な施策を講ずるものとする。

### (農産物の付加価値の向上及び販路の拡大)

第14条 市は、農産物の付加価値の向上及び販路の拡大を図るため、農産物の高品質化、特産品の開発の支援、食品関連事業者等その他の農業に関連する産業及び他の地方自治体との連携強化の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

### (地産地消の推進)

第 15 条 市は、地産地消の推進を図るため、保育所及び学校の給食等における三条産の農産物の利用の推進、直売市等による市民が三条産の農産物を購入する機会の充実その他必要な施策を講ずるものとする。

(農業生産基盤の整備)

第 16 条 市は、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水を確保し、安全・安心な農産物を安定的に生産するため、農業生産基盤の整備に必要な施策を講ずるものとする。

(担い手の育成及び確保等)

第 17 条 市は、効率的かつ安定的な農業経営を担う農業者の育成及び確保を図るため、農業者の経営管理能力の向上、農業者の組織化及び法人化の推進、農業経営に意欲のある新たな就農者など多様な担い手の確保及び支援その他必要な施策を講ずるものとする。

(中山間地域等の活性化)

第 18 条 市は、山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件の制約に伴う生産条件が不利な中山間地域等の活性化を図るため、地域資源を活用した産業の展開の支援その他必要な措置を講ずるものとする。

### 第 3 章 食育推進及び農業振興審議会

第 19 条 市長の諮問に応じ、食育の推進と農業の振興に関する基本的事項及び重要事項の調査及び審議をするため、三条市食育推進及び農業振興審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長が委嘱する委員 15 人以内をもって組織する。

3 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 前 3 項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第 4 章 雑則

第 20 条 この条例に定めるもののほか、食育の推進及び農業の振興に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている計画は、第 9 条の規定により策定された計画とみなす。